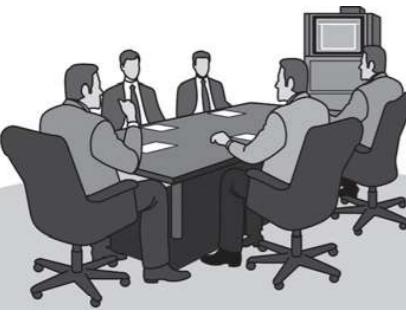


議会基本条例の

開かれた議会、親しみ分かりやすい議会をめざした

4つのポイント



政務調査費の交付
第三者審議会の設置

政務調査費は地方自治法に基づき、議会議員の調査研究のために必要な経費の一部を交付するものです。議長に申請をし、内容の審査後に交付されます。

議員は、調査の終了後、調査報告書と収入・支出の実績を提出しなければなりません。

第一二者審議会では、この政務調査費の使途、調査内容を議長から諮問を受け、意見をまとめ議会広報誌等を通じ公表します。

又、この第三者審議会において、必要に応じ議員定数や議員報酬についての諮問を行います。

3

政務調査費の交付 第三者審議会の設置

議会は、これから的地方自治団体の運営にあたり、一翼を担う組織の活動を活性化しなければなりません。議会が二元代表制の一方の機関として、この条例にそつてその機能を發揮することにより「住民参加型の開かれた議会」への門扉を開くことになるとの思いで、議会の最高規範である議会基本条例が制定されました。



1

議会の最高規範

住民の考えを直接聞く「まちなか会議」を開催します。

議会における会議は、きまり、規制、規律を定めて行う遵法会議ですが、「まちなか会議」については、議題について説明、質疑応答等を行い、お互いに率直に、遠慮のない意見交換・聴取確認（打診、意向）などを規制に縛られない自由な形で行ない合意や理解を図ります。その進行方法等は、議会からの呼びかけ、町民等からの要請によって、その都度協議を行い実施します。

2

まちなか会議の開催 広報・広聴活動の充実

皆さんから頂いた意見、提言、要望などはその内容を判断して、町への要望、議会としての政策提案など適切な対応をいたします。



質疑応答において、議員と町長等は広く町政の話し合いの争点を明確にするため必要な範囲において「反問」ができます。

更に町の重要な課題に係る事で理解ができないものや、その根拠が明確でないと思われる場合に、一定のルールの下で反論ができる事になりました。これは、論点・争点をより明確にし、相互の合意形成を深めるための権利です。

つぶやき

■今回から「つぶやき」コーナーを設けました。議員が勝手につぶやきますので、ご容赦下さい。